

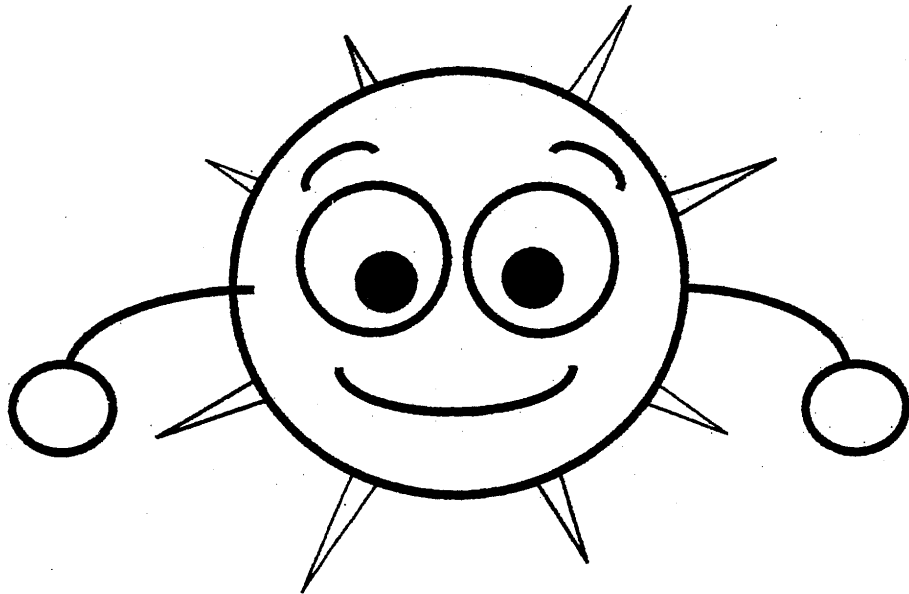
れいわ ねんど
令和5年度

しょうがいふくし

障害福祉のてびき

しんたいしょうがいしゃてちょう
《身体障害者手帳》

みんながともに^{ささ}支えあい ^{あんしん}安心して暮らせる
あたたかいまち ^{ひこね}彦根



ひこねししょうがいふくしか
彦根市障害福祉課

でんわ
電話 0749(27)9981

FAX 0749(30)9231

しょうがいふくし しんたいしょうがいしゃてちょう りょう あ 「障害福祉のてびき(身体障害者手帳)」のご利用に当たって

この冊子は身体障害のある人の障害福祉制度の概要であり、各制度の内容を簡潔にまとめてあります。各制度の要件など、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
なお、年度途中に、各制度の要件等に変更が生じることもありますので、ご了承ください。

◆◇ もくじ ◇◆

お知らせ

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃせいど とうろく
災害時避難行動要支援者制度に登録しましょう 5

I 身体障害者手帳について

- 1. 身体障害者手帳の内容 6
- 2. 身体障害者手帳の申請方法 7

II 等級別制度一覧 8

III 各種制度について

1. 医療費の負担を軽くしたい — 医療費の助成

- 重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度 11
- 老人福祉医療費助成制度 12
- 後期高齢者医療制度への加入(障害認定) 12
- 自立支援医療(育成医療・更生医療) 13

2. 生活費に関する心配がある — 手当・年金等

- 特別障害者手当 14
- 障害児福祉手当 15
- 児童扶養手当 16
- 特別児童扶養手当 16
- 障害基礎年金 17
- 障害厚生年金・障害共済年金 17
- 特別障害給付金 18
- NASVA(ナスバ)の介護料 18

3. 税の控除・軽減・減免を受けたい — 税の控除・軽減・減免

●	住民税・所得税の控除	19
●	所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)	20
●	固定資産税の軽減(バリアフリー改修減額制度)	20
●	自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免	21
●	軽自動車税(種別割)の減免	22
●	事業税の非課税	23
●	相続税の控除	23
●	贈与税の非課税	23

4. 公共料金等の割引を受けたい — 公共料金等の割引

●	NHK放送受信料の減免	24
●	携帯電話基本使用料等の割引	24
●	電話番号の無料案内(NTTグループふれあい案内)	24
●	県立施設入場(館)料の割引	25
●	彦根城・彦根城博物館の入場料免除	25
●	市営駐車場使用料金の減免	25

5. 行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大

●	有料道路通行料の割引(自動車の事前登録あり)	26
●	有料道路通行料の割引(自動車の事前登録なし)	27
●	駐車禁止の対象除外	28
●	自動車改造費助成	28
●	自動車運転免許取得費の助成	29
●	自動車購入資金の貸付	29
●	自動車運転の技能習得費の貸付	29
●	外出をサポートする車両「おたがいさんさん号」の貸出	29
●	タクシー運賃の割引	29
●	予約型乗合タクシー(愛称:愛のリタクシー)運賃の割引	30
●	自動車燃料費・タクシー運賃の助成	30

●	ここく ひこねかんこう うんちん わりびき 湖国バス・彦根観光バス運賃の割引	31
●	せんりよきやくんちん わりびき JR線旅客運賃の割引	31
●	こうくりよきやくんちん わりびき 航空旅客運賃の割引	31
●	しんたいしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ みみ 身体障害者マーク・聴覚障害者マーク・耳マーク・ヘルプマーク	32
●	しがけんくるま しょうしゃとうようちゆうしゃじょうりようしょうせいど 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	33
●	くるま かしだし 車いすの貸出	33

6. にちじょうせいかつ かいてき にちじょうせいかつ しえんとう 日常生活をより快適なものにしたい — 日常生活の支援等

●	ほ そうぐ こうふ しゅうり 補装具の交付・修理	34
●	にちじょうせいかつようぐとう きゅうふとう 日常生活用具等の給付等	35
●	じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ 住宅改修費の給付	36
●	じゅうたくかいぞうひ じよせい 住宅改造費の助成	36
●	じゅうたくしきん かしつけ 住宅資金の貸付	36
●	にちじょう きんせん かんり しよるいあず てつだ 日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い	37
●	しんたいしょうがいしゃせたいむ けんえいじゅうたく にゅうきよ 身体障害者世帯向け県営住宅への入居	37
●	じゅうどしんたいしょうがいしゃきんきゅうつうほう 重度身体障害者緊急通報システム	37
●	しょうがいしゃさいだんひしきゅう スモン障害者採暖費支給	37

7. しゃかいさんか そくしん 社会参加の促進

●	ゆうびん ふざいしゃとうひょう 郵便による不在者投票	38
●	こえ こうほう てんじこうほう 声の広報・点字広報	38
●	てんじしんぶんこうばいりょう じよせい 点字新聞購料の助成	38
●	ファックス 119番	38
●	NET119 きんきゅうつうほう 緊急通報システム	39
●	NET118 きんきゅうつうほう 緊急通報システム	39
●	ファックス 110番・メール 110番・110番アプリシステム	39
●	ひこねししょうがいしゃ 彦根市障害者スポーツカーニバル	39
●	しがけんししょうがいしゃ たいかい 滋賀県障害者スポーツ大会	40
●	しがけん ひろば (滋賀県)スペシャルスポーツの広場	40
●	ひこねししょうがいしゃふくし りよう 彦根市障害者福祉センターの利用	40

●	<small>あお とりゆうびん</small> 青い鳥郵便 <small>むしようはいふ</small> はがきの無償配布	41
●	<small>ひこね</small> 彦根 <small>ひこね</small> バリアフリーマップ	41
●	<small>でんわ</small> 電話リレーサービス	41
●	<small>しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん</small> 手話通訳者・要約筆記者の派遣	41

IV しょうがいふくし 障害福祉サービス等とうについて

●	<small>しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう</small> 障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ	42
●	<small>しょうがいふくし</small> さまざまな障害福祉サービス	43
●	<small>しょうがいじつうしょしえん</small> 障害児通所支援	44
●	<small>けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん ちいきそうだんしえん</small> 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援	44
●	<small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> 地域生活支援事業	45

V しえん さまざまな支援について

●	<small>しゅうろう そうだんまどぐち</small> 就労の相談窓口	46
●	<small>ひこねしな い しょうがいしゃだんたい</small> 彦根市内の障害者団体	46
●	<small>ひこねししょうがいしゃふくしすいしんいんめいぼ</small> 彦根市障害者福祉推進員名簿	47
●	<small>ちいきあどほけーたー しがけんちいきそうだんしえんいん</small> 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)	48

「災害時避難行動要支援者制度」に登録しましょう

災害が起こったときに、ひとり暮らし高齢の人や重度の障害のある人など自力で避難することの困難な人が、地域の中で支援を受けられるようにするため「災害時避難行動要支援者制度」があります。

災害時避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当し、災害時等における地域での支援を希望する在宅の人です。

- ① 満 75 歳以上の独居の高齢者または満 75 歳以上の人のみで構成する世帯の高齢者
- ② 要介護 3・4・5 の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人
- ⑥ 難病患者(法令に定める)の人
- ⑦ 上記に準じる状態のある人で、特に災害時の支援が必要と認められる人

必要な個人情報を提供することに同意された人は、申請書に基づく情報を関係機関や地域協力者、民生委員・児童委員、自主防災組織および自治会に提供し、災害時の支援体制の整備に活用します。

地域協力者とは、災害時における避難誘導、救出活動、安否確認などの支援をしていただける人です。また、日常から相談活動や声かけなども行っていただきます。
地域協力者には、協力の得られる近隣にお住まいの人を選任していただくようお願いします。

登録を希望される人は、福祉センター(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・彦根市社会福祉協議会)、市役所(危機管理課)、支所・出張所に備えてあります「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書および彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

《問い合わせ先・申請先》

ひこねしふくしほけんぶ
彦根市福祉保健部

しゃかいふくしか
社会福祉課

電話 0749(23)9590 / FAX 0749(26)1768

こうれいふくしすいしんか
高齢福祉推進課

電話 0749(23)9660 / FAX 0749(30)9231

しょうがいふくしか
障害福祉課

電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

※申請書を電話で請求いただければ、郵送もします。

災害時の被害を少なくするためには、皆さんの日頃の備えが必要です。
災害に備えて自分でできることについては、積極的にご自身で取り組みましょう。

I 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体の機能に一定程度以上の永続する障害のある人に対して、滋賀県知事が交付を行うものです。

身体上の障害のある人が、各種の公的なサービスを受けるために必要となります。

しんたいしょうがいしゃてちょう ないよう

1. 身体障害者手帳の内容

手帳の内容は以下のようになります。お持ちの手帳をご確認ください。

1ページ目

	身体障害者手帳	
	滋賀県 第 号 令和 年 月 日交付	
氏名 ○○ ○○		
昭和 年 月 日生		
介護付	○級	第○種
身体障害者 等級表による 級別	滋賀県	旅客鉄道 株式会社 旅客運賃 減額

手帳の番号です。各種制度の申請の際に記入が必要になる場合があります。

お名前と生年月日です。

電車やバスなどの割引を利用する際の区分です。第1種と第2種があります。

第1種の方は、「介護付」と記載されます。

手帳の等級です。2つ以上の障害が重複している場合には、それぞれの障害の合計指数に応じた等級となります（総合級）。等級は指定医師の意見を参考にして知事が決定します。1級から6級まであります。

2ページ目

障害名	
----- (○級)	
----- (○級)	

3ページ目以降には住所などが記載されています。余白は有料道路の割引や自動車税の減免などの際に使用します。

※なお、発育や手術により障害程度にある程度変化が予想される場合には、再認定を受けていただくことがあります。

障害名と等級が記載されています。

2. 身体障害者手帳の申請方法

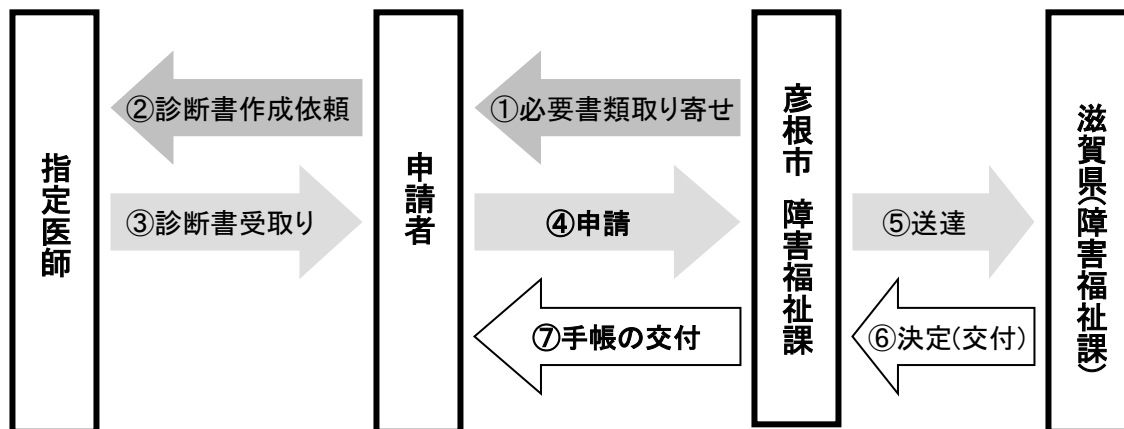
必要な書類を揃えて、彦根市障害福祉課の窓口で手続きをしてください。

もちいただくもの

- 身体障害者手帳交付等申請(届)書
- 写真 1枚 **※写真用台紙にプリントしたものに限り**
(たて4cmよこ3cmの顔写真、脱帽、脱マスク、1年以内に撮影されたもの)
- 身体障害者診断書・意見書
※診断書は指定医師に記入していただきますが、診断書作成料は自己負担となります。
- 個人番号カードまたは通知カード
※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。
- (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類

身体障害者手帳が交付されるまで

※手帳の申請後、結果が出るまで2か月から3か月ほどかかります。



※障害の程度が等級に該当しないなどの理由で却下となることもあります。

手帳の有効期限

発病後数か月の場合などで、障害の状態が変化する可能性のある人は、再認定期日が手帳に記載されます。(再認定期日のない場合は、有効期限はありません)

手帳の交付後の届出

- 居住地や氏名を変更された場合など身体障害者手帳の記載内容に変更が生じた場合
- 手帳を破損または紛失された場合
- お亡くなりになられた場合
- 障害程度に変化があった場合

《窓口》 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

II 等級別制度一覧

表の見方

塗りつぶしなし	総合級で判断する制度です。手帳の1ページ目の等級で確認してください。
塗りつぶし有	各障害等級で判断する制度です。等級記載のない場合は、障害福祉課へおたずねください。手帳の2ページ目以降の障害名とカッコ内の等級で確認してください。対象要件と等級の両方を満たす人が対象となります。
△	手帳の等級以外の対象要件が設けられています。

○であっても、所得による制限がある場合があります。

制度		等級	対象要件	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
医療費の助成	重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度			○	○	○				11
	老人福祉医療費助成制度						△			12
	後期高齢者医療制度への加入			○	○	○	△			12
	自立支援医療	育成医療		△	△	△	△	△	△	13
	自立支援医療	更生医療		△	△	△	△	△	△	13
手当・年金等	特別障害者手当			△	△					14
	障害児福祉手当			△	△					15
	児童扶養手当			△	△					16
	特別児童扶養手当			△	△	△				16
	障害基礎年金			△	△					17
	障害厚生年金・障害共済年金			△	△					17
	特別障害給付金制度			△	△					18
	NASVA(ナスバ)の介護料			△	△	△				18
税の減免	住民税・所得税の控除			○	○	○	○	○	○	19
	所得税の軽減 (バリアフリー改修工事特別控除)			○	○	○	○	○	○	20
	固定資産税の軽減 (バリアフリー改修減額制度)			○	○	○	○	○	○	20
	自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税環境性能割の減免	本人運転	下肢、体幹、移動	○	○	○	○	○	○	21
			視覚	○	○	○	○			
			聴覚、平衡、音声、内部、免疫	○	○	○				
			上肢	○	○					
	軽自動車税(種別割)の減免	介護者運転	視覚	○	○	○	○		22	
			聴覚、平衡、下肢、体幹、内部、免疫	○	○	○				
上肢			○	○						

制度		等級	対象要件	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
税の減免	事業税の非課税		視覚に限る	○	○	○				23
	相続税の控除			○	○	○	○	○	○	23
	贈与税の非課税			○	○	○	○	○	○	23
公共料金等の割引	NHK 放送受信料の減免		視覚、聴覚に限る	△	△	△	△	△	△	24
			視覚、聴覚以外	△	△	△	△	△	△	
	携帯電話基本使用料等の割引			○	○	○	○	○	○	24
	電話番号の無料案内 (NTTグループふれあい案内)		視覚に限る	○	○	○	○	○	○	24
			上肢、体幹に限る	○	○					
	県立施設入場(館)料の割引			○	○	○	○	○	○	25
	彦根城・彦根城博物館の入場料免除			○	○	○	○	○	○	25
市営駐車場使用料金の減免			○	○	○	○	○	○	25	
行動範囲の拡大	有料道路通行料の割引			○	○	○	○	○	○	26 27
	駐車禁止の対象除外		上肢	○	○					28
			聴覚、平衡、体幹、 内部、免疫	○	○	○				
			視覚、下肢、移動	○	○	○	○			
	自動車改造費の 助成	本人運転	上肢、下肢、体幹に限る	○	○	○	○	○	○	28
		介護者運転	下肢、体幹に限る	○	○					
	自動車運転免許取得費の助成			○	○	○	○			29
	自動車購入資金の貸付			○	○	○	○	○	○	29
	自動車運転の技能習得費の貸付			○	○	○	○	○	○	29
	外出をサポートする車両「おたがいさんさん号」の貸出			○	○	○	○	○	○	29
	タクシー運賃の割引			○	○	○	○	○	○	29
	予約型乗合タクシー運賃の割引 (愛称:愛のりタクシー)			○	○	○	○	○	○	30
	自動車燃料費・タクシー運賃の助成		視覚、下肢、体幹、 内部、免疫に限る	○	○					30
	湖国バス・彦根観光バス運賃の割引			○	○	○	○	○	○	31
	JR線旅客運賃の割引			○	○	○	○	○	○	31
	航空旅客運賃の割引			○	○	○	○	○	○	31
	身体障害者マーク・聴覚障害者マーク・耳マーク・ヘルプマーク			△	△	△	△	△	△	32
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度		視覚、内部、免疫	○	○	○	○			33	
		平衡、体幹	○	○	○	○	○			
		上肢	○	○						
		下肢、移動	○	○	○	○	○	○		
車いすの貸出			○	○	○	○	○	○	33	

制度		等級	対象要件	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
日常生活の支援等	補装具の交付・修理			△	△	△	△	△	△	34
	日常生活用具の給付等			△	△	△	△	△	△	35
	住宅改修費の給付	下肢、体幹、移動に限る (一部上肢2級以上)		○	○	○				36
	住宅改造費の助成	肢体、視覚に限る		○	○					36
	住宅資金の貸付			○	○	○	○	○	○	36
	日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い			○	○	○	○	○	○	37
	身体障害者世帯向け県営住宅への入居	下肢、体幹に限る		○	○	○	○			37
	重度身体障害者緊急通報システム			○	○					37
	スモン障害者採暖費支給			△	△	△	△	△	△	37
社会参加の促進	郵便による不在者投票	両下肢、体幹、移動に限る		○	○					38
		内部に限る		○	○	○				
	声の広報・点字広報			○	○	○	○	○	○	38
	点字新聞購買料の助成	視覚に限る		○	○	○	○	○	○	38
	ファックス 119 番	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	38
	NET119 緊急通報システム	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	39
	NET118 緊急通報システム	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	39
	ファックス 110 番・メール 110 番・110 番アプリシステム	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	39
	彦根市障害者スポーツカーニバル			○	○	○	○	○	○	39
	滋賀県障害者スポーツ大会			○	○	○	○	○	○	40
	(滋賀県)スペシャルスポーツの広場			○	○	○	○	○	○	40
	彦根市障害者福祉センターの利用			○	○	○	○	○	○	40
	青い鳥郵便はがきの無償配布			○	○					41
	彦根バリアフリーマップ			○	○	○	○	○	○	41
	電話リレーサービス	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	41
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	○	41

III 各種制度について

身体障害者手帳によって受けられるサービスは以下ようになります。制度によって要件等が定められている場合があります。詳細については各窓口でご確認ください。

1. 医療費の負担を軽くしたい — 医療費の助成

重度心身障害者(児)福祉医療費助成制度

内容	重度の障害のある人が、健康保険証を使って医療機関で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作ったりした場合などに、医療保険の適用範囲内でその自己負担分の一部を市が助成するものです。
助成対象者	身体障害者手帳の1級～3級の交付を受けている人、特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級に該当する人。 ※ 所得による制限があります。 ※ 18歳未満の人(18歳到達の年度末までの人)を養育している場合、配偶者や子が福祉医療費助成の対象となる場合があります。詳細は下記窓口にお問い合わせください。
助成要件	◆彦根市内に在住していること。 ◆国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入していること。
助成方法	①滋賀県内の医療機関を受診する場合は、健康保険証と福祉医療費受給券(下記参照)を提出すると、自己負担の一部が助成されます。 ②コルセット等の補装具費が保険で後払い(療養費払い)になるとき、または県外の医療機関で診療を受けたときは、一旦、医療機関の窓口で自己負担の支払いが必要になります。
申請方法	<p><福祉医療費受給券の交付を受けるために必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳または特別児童扶養手当証書など <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑(署名の場合、省略可能) <p>※市外から新しく転入された場合は、前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況が分かるものまたはマイナンバーが確認できるもの)が必要になります。</p> <p><償還払い(払戻し)の手続きをするために必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入のあるもの) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑(署名の場合、省略可能) <input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給券 <input type="checkbox"/> 医師の意見書(補装具の場合のみ) <input type="checkbox"/> 高額療養費、附加給付等の支給決定通知書(該当する人のみです。該当する場合、加入されている健康保険からの支給額が確定されてからのお支払いとなります。)
窓口	彦根市保険年金課 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

ろうじんふくしいりょうひじょせいせいど
老人福祉医療費助成制度

内容	健康保険証を使って医療機関で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作ったりした場合などに、医療保険の適用範囲内でその自己負担分の一部を市が助成するものです。
助成対象者	身体障害者手帳 4 級の交付を受けている 65 歳以上 75 歳未満の人 ※ 所得による制限があります。
助成要件	◆彦根市内に在住していること ◆国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入していること
助成方法	重度心身障害者(児)福祉医療助成制度と同様です。
申請方法	重度心身障害者(児)福祉医療助成制度と同様です。
窓口	ひこねしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

こうきこうれいしゃいりょうせいど
後期高齢者医療制度への加入（障害認定）

内容	「後期高齢者医療保険」は、75歳以上の方が対象ですが、65歳以上で一定の障害があると認められた人は、届出のうえ、「後期高齢者医療保険」に加入することができます。(加入するかしないかは選択でき、届出をしないで、従来の健康保険にとどまることもできます。) どの健康保険を選択するかをご検討いただくために、保険年金課で保険料の試算(国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の比較)をすることができます(電話での試算も可)。
対象者	年齢が 65 歳以上 75 歳未満で、次のいずれかに該当する人 ◆身体障害者手帳 1 級～3 級の交付を受けている人 ◆身体障害者手帳 4 級の交付を受けている人の一部 (※4 級の場合は、一部の人のみが対象です。詳細はお問い合わせください。) ◆国民年金証書(障害年金 1、2 級)の交付を受けている人
手続方法	＜後期高齢者医療保険加入時に必要なもの＞ <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 または 国民年金証書 <input type="checkbox"/> 現在の健康保険証 <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給券(すでにお持ちの場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(身体障害者手帳、マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※別世帯の方が代理で届出をする場合は、次のものも必要です。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※障害者手帳等の確認書類に有効期限がある場合、障害認定の更新手続が必要です。 ※加入要件に該当しなくなったときは、被保険者資格を喪失するため、届出が必要です。
窓口	ひこねしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 電話 0749(30)6112 / FAX 0749(22)1398

自立支援医療とは、障害者等につき、その身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。指定医療機関で対象となる医療を受けた場合、所得に応じて1月あたりの負担上限額が設定されます。これに満たない場合は、1割負担です。

◆自立支援医療（更生医療）の給付◆

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人が、障害を除去したり、障害の程度を軽くしたりするために必要な医療（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工血液透析、抗HIV療法など）を指定医療機関で受ける場合に医療費の一部が公費で負担されます。

◆自立支援医療（育成医療）の給付◆

身体に障害のある18歳未満の人が、指定医療機関で障害を除去または軽減する治療（手術）を受ける際の医療費の一部を公費により負担します。

◆医療費の負担上限額◆

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が23万5,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
<p>所得の高い人以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害などの人 ● 医療保険の多数該当の人など 		
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が23万5,000円以上	自立支援医療費支給の対象外

内容

窓口

◆**事前に自立支援医療指定病院の指定医とよく相談され下記窓口へ申請してください。**

彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

2. 生活費に関する心配がある — 手当・年金等

とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

<p>内容</p>	<p>この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳以上の人で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所している人 ②養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している人 ③病院、診療所または介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院している人 ④本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人 </div> <p>◆手当の額◆</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年4月から</td> <td style="text-align: center;">27,980円</td> </tr> </table> <p>◆支給月◆</p> <p>手当は年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて、支給月の前3か月分が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。</p>		月額	令和5年4月から	27,980円
	月額				
令和5年4月から	27,980円				
<p>手続方法</p>	<p>必要な書類をすべてそろえたうえで、彦根市障害福祉課で請求の手続きをしてください。提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。</p> <p>◆お持ちいただくもの◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手当用診断書 ※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より3か月以内)をご提出ください。 <input type="checkbox"/> 銀行等の通帳(本人名義のもの) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合) <input type="checkbox"/> 本人が恩給、共済年金、障害年金等を受給しているときは、年金証書と令和3年中に受け取った年金額のわかるもの 〈例〉振込通知のハガキまたは受取口座の通帳 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カード (※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。) <input type="checkbox"/> (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和5年1月2日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された「令和5年度(令和4年分)の市民税・県民税所得証明書」が必要です。</p> </div>				
<p>窓口</p>	<p>彦根市障害福祉課 <small>ひこねしょうがいふくしか</small> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>				

<p>内容</p>	<p>この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳未満の人で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給される手当です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害を支給理由とする公的年金を受けられる人 ②児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所している人 ③本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人 </div> <p>◆手当の額◆</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年4月から</td> <td style="text-align: center;">15,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆支給月◆</p> <p>手当は年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて、支給月の前3か月分が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。</p>		月額	令和5年4月から	15,220円
	月額				
令和5年4月から	15,220円				
<p>手続方法</p>	<p>必要な書類をすべてそろえたうえで、彦根市障害福祉課で請求の手続きをしてください。提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。</p> <p>◆お持ちいただくもの◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手当用診断書 ※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より3か月以内)をご提出ください。 <input type="checkbox"/> 銀行等の通帳(本人名義のもの) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合) <input type="checkbox"/> 所得状況が確認できるもの <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カード (※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。) <input type="checkbox"/> (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令和5年1月2日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された「令和5年度(令和4年中)の市民税・県民税所得証明書」が必要です。</p> </div>				
<p>窓口</p>	<p>ひこねしょうがいじふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>				

じどうふようてあて
児童扶養手当

<p>内容</p>	<p>離婚などによってひとり親となった家庭の親、または親に代わってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障害がある家庭の親に支払われます。ただし、所得による支給制限があります。また、障害の程度やその他の要件によっては該当しない場合があります。</p> <p>※ 重度の障害のある人：国民年金法による障害等級の1級相当程度に該当する人</p> <p>◆手当の額◆</p> <table border="1" data-bbox="402 457 1073 577"> <thead> <tr> <th>月額</th> <th>令和5年4月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額支給の場合</td> <td>44,140円</td> </tr> <tr> <td>一部支給の場合</td> <td>10,410円～44,130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 多子加算有。詳細については、下記窓口へおたずねください。</p> <p>◆支給月◆</p> <p>手当は5月(3・4月分)、7月(5・6月分)、9月(7・8月分)、11月(9・10月分)、1月(11・12月分)、3月(1・2月分)に支給されます。</p>	月額	令和5年4月から	全額支給の場合	44,140円	一部支給の場合	10,410円～44,130円
月額	令和5年4月から						
全額支給の場合	44,140円						
一部支給の場合	10,410円～44,130円						
<p>手続方法</p>	<p>必要な書類を添えて、彦根市子育て支援課で申請手続きをしてください。</p>						
<p>窓口</p>	<p>ひこねしこそだ しえんか 彦根市子育て支援課 電話 0749(26)0994 / FAX 0749(26)1768</p>						

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

<p>内容</p>	<p>20歳未満の在宅の障害のある子ども(身体障害者手帳の等級1級から3級に該当する程度)を監護している父母または養育者に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。また、障害の程度によっては該当しない場合があります。</p> <p>◆手当の額◆</p> <table border="1" data-bbox="402 1318 1031 1438"> <thead> <tr> <th>月額</th> <th>令和5年4月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>53,700円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>35,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆支給月◆</p> <p>手当は年3回(4月、8月、12月)に分けて支給されます。 各支給月の前月までの4か月分が振り込まれます。</p>	月額	令和5年4月から	1級	53,700円	2級	35,760円
月額	令和5年4月から						
1級	53,700円						
2級	35,760円						
<p>手続方法</p>	<p>必要な書類を添えて、彦根市障害福祉課で申請手続きをしてください。</p> <p>※障害の種類や状態、交付を受けている手帳の等級などにより、用意していただく書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。</p>						
<p>窓口</p>	<p>ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>						

しょうがいき そねんきん
障害基礎年金

内容	病気やケガなどで障害が残った場合に支給される年金です。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民年金加入期間中、もしくは、年金に加入していない20歳未満や60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること。 (ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人を除きます。) ◆上記の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達した時または障害認定日(原則、初診日から1年6か月を経過した日)において、障害等級表の1級または2級(身体障害者手帳の等級とは基準が異なります)のいずれかの状態になっていること。 ※障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後65歳に達する前に重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。 ◆保険料の納付要件を満たしていること。 ※年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。 <p>詳細は下記窓口にお問い合わせください。</p>
窓口	<p>ひこねしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398</p> <p>にっぽんねんきんきこうひこねねんきんじむしょ 日本年金機構彦根年金事務所 電話 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033</p>

しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきん
障害厚生年金・障害共済年金

内容	厚生年金保険または共済組合等に加入中に病気やケガで障害が残ったときに支給されます。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆厚生年金保険または共済組合等の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。 ◆上記の病気やけがによる障害の程度が、障害認定日において、障害等級表の1級から3級(身体障害者手帳の等級とは基準が異なります)までのいずれかの状態になっていること。 ※障害認定日においては障害の状態が軽い場合であっても、その後65歳に達する前に重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。 ◆保険料の納付要件を満たしていること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金保険料の納付要件により請求できない場合があります。 ◆障害厚生年金・障害共済年金については3級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。詳しくは、下記の窓口へおたずねください。
窓口	<p>詳細は下記窓口へお問い合わせください。</p> <p>にほんねんきんきこうひこねねんきんじむしょ 日本年金機構彦根年金事務所 電話 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033</p> <p>しょうがいきょうさいねんきん ばあい かくきょうさいくみあい とあ ※障害共済年金の場合は、各共済組合にお問い合わせください。</p>

とくべつしょうがいきゅうふきん
特別障害給付金

内容	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害のある人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月1日から福祉的措置として創設された制度で、厚生労働大臣の認定を受けた場合、特別障害給付金が支給されます。
支給要件	次の①または②いずれかに該当する人 ①平成3年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月31日以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金保険、共済組合等の加入者)の配偶者 上記の人で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求した人に限ります。また、給付金を受けるためには厚生労働大臣の認定が必要になります。 なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の支給は停止されます。その他、所得による支給制限もあります。 詳細は下記窓口にお問い合わせください。
窓口	ひこねしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 電話 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398 にほんねんきんきこうひこねねんきんじむしょ 日本年金機構彦根年金事務所 電話 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033

かいごりょう
NASVA (ナスバ) の介護料

内容	自動車事故により脳、脊髄等に重度の後遺障害が残り、ご自宅などで日常生活について常時または随時の介護が必要となった人に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給するものです。								
対象者	特I種(最重度) I種の該当者のうち、一定の要件に該当する人 I種(常時要介護) 自動車損害賠償保障法施行令別表一第1級第1号または2号に認定されている人等※ II種(随時要介護) 自動車損害賠償保障法施行令別表一第2級第1号または2号に認定されている人等※ ※同等の障害を受けた人が対象となる場合があります。								
支給の制限	NASVA(ナスバ)療護センター等へ入院している人、他の法令に基づく施設に入所している人は対象になりません。また、介護保険法、労災保険法などの他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている人も対象になりません。 主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えている場合、当該介護料の支給は停止されます。詳しい手続やその他の支給できない条件等は、下記の窓口へおたずねください。								
支給の内容	その月の介護に要した費用の額に応じて、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額にて支給します。 ◆支給額◆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給資格種別</th> <th>支給金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特I種(最重度)</td> <td>(下限額)85,310円～(上限額)211,530円</td> </tr> <tr> <td>I種(常時要介護)</td> <td>(下限額)72,990円～(上限額)166,950円</td> </tr> <tr> <td>II種(随時要介護)</td> <td>(下限額)36,500円～(上限額)83,480円</td> </tr> </tbody> </table>	受給資格種別	支給金額(月額)	特I種(最重度)	(下限額)85,310円～(上限額)211,530円	I種(常時要介護)	(下限額)72,990円～(上限額)166,950円	II種(随時要介護)	(下限額)36,500円～(上限額)83,480円
受給資格種別	支給金額(月額)								
特I種(最重度)	(下限額)85,310円～(上限額)211,530円								
I種(常時要介護)	(下限額)72,990円～(上限額)166,950円								
II種(随時要介護)	(下限額)36,500円～(上限額)83,480円								
窓口	どくりつぎょうせいほうじん 自動車事故対策機構(NASVA:ナスバ)滋賀支所 しがししよ 電話 077(585)8290 / FAX 077(585)8291								

3. 税の控除・軽減・減免を受けたい — 税の控除・軽減・減免

住民税・所得税の控除

納税者自身または同一生計配偶者※や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。
控除が受けられるのは、住民税は障害の認定を受けた翌年度からです。所得税は認定を受けた年分からです。
※同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人（青色事業専従者を除く）のうち、合計所得が48万円以下である人をいいます。

◆控除できる金額◆

控除	条件	住民税の控除額	所得税の控除額
障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が身体障害者手帳3級から6級の交付を受けている場合	26万円	27万円
特別障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている場合	30万円	40万円
同居特別障害者の場合	納税者の同一生計配偶者や扶養親族が身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人で、かつ、納税者またはその配偶者、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常としている場合	53万円 (30万円 +23万円)	75万円 (40万円 +35万円)

窓口

◆所得税の控除

・確定申告の場合：彦根税務署 ひこね ぜいむしょ 電話 0749(22)7640
※自動音声案内に従って操作してください。

・年末調整の場合：勤務先の給与担当者 きんむさき きゅうよたんとうしや

◆住民税の控除

彦根市税務課 ひこねしぜいむか 市民税係 しみんぜいかかり 電話 0749(30)6140 / FAX 0749(22)3052

※ただし、所得税控除の手続をしている場合は、住民税控除の手続は不要です。

しよとくぜい けいげん かいしゅうこうじとくべつこうじよ
所得税の軽減 (バリアフリー改修工事特別控除)

<p>内容</p>	<p>◆特定増改築等住宅借入金等特別控除◆</p> <p>バリアフリー改修工事を含む増改築を行った人で、下記対象に該当し、工事に係る資金について借入金があつて一定の要件を満たす場合は、所得税額から1年間で最高12.5万円控除されます。</p> <p>※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。</p>
<p>対象</p>	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆年齢が50歳以上である ◆要介護認定または要支援認定を受けている ◆所得税法上の障害者である人 ◆要介護認定または要支援認定を受けている親族、障害のある親族、65歳以上の親族のいずれかと同居を常としている
<p>窓口</p>	<p>ひこねぜいむしょ 彦根税務署 電話 0749(22)7640</p> <p style="text-align: right;">※自動音声案内に従って操作してください。</p>

こていしさんぜい けいげん かいしゅうげんがくせいど
固定資産税の軽減 (バリアフリー改修減額制度)

<p>内容</p>	<p>現に居住している住居のバリアフリー改修を行った場合、一定の要件を満たせば工事が完了した翌年度1年分に限り、その住宅にかかる固定資産税(100㎡分までに限る)の3分の1が減額されます。</p>		
<p>対象</p>	<p>次の要件を満たす場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 居住する住宅が新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家を除く)であること ◆ 次のいずれかに当てはまる方が居住していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の人 ・ 要介護認定または要支援認定を受けている人 ・ 障害のある人 ◆ 次のいずれかの改修工事を行っていること <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の拡幅 ・ 階段の勾配の緩和 ・ 浴室の改良 ・ トイレの改良 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取り付け ・ 床の段差解消 ・ 引き戸への取替え ・ 床の滑り止め化 </td> </tr> </table> ◆ 補助金等を除いた自己負担改修費用が、1戸あたり50万円超であること ◆ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ◆ 改修工事完了後3か月以内に、申告書に必要書類を添えて窓口まで提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の拡幅 ・ 階段の勾配の緩和 ・ 浴室の改良 ・ トイレの改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取り付け ・ 床の段差解消 ・ 引き戸への取替え ・ 床の滑り止め化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の拡幅 ・ 階段の勾配の緩和 ・ 浴室の改良 ・ トイレの改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取り付け ・ 床の段差解消 ・ 引き戸への取替え ・ 床の滑り止め化 		
<p>窓口</p>	<p>ひこねしぜいむか 彦根市税務課 しさんぜいかかり 資産税係</p> <p style="text-align: center;">電話 0749(30)6138 / FAX 0749(22)3052</p>		

<p>内容</p>	<p>障害のある人のために使用される自動車について、税の減免を受けられる場合があります。なお、減免額には上限があり、上限を超えた場合は、超過分の納付が必要となります。※対象となる障害の等級については、ご確認ください。</p>
<p>対象となる自動車</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けている人が所有している自動車に限ります。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている人が満 18 歳未満の場合は、生計を一にする人の所有の車でも減免の対象となる場合があります。 ※自動車税(種別割)は、当該年度の 4 月 1 日現在の所有者(所有権留保付き自動車の場合は使用者)に対して賦課(課税)されます。 障害の程度等一定の要件がありますので、詳しくは下記窓口等にお問い合わせください。</p>
<p>必要書類</p>	<p>◆ 障害のある人本人が運転される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(原本) <input type="checkbox"/> 運転免許証(表裏の写しでも可) <input type="checkbox"/> 自動車検査証(写しでも可) <input type="checkbox"/> 減免申請書(※1) <input type="checkbox"/> 既に減免を受けている車がある場合は、追加の書類が必要です。 <p>※1 様式は県税事務所にあります。また、滋賀県税政課の HP からダウンロードできます。</p> <p>◆ 生計を一にする人または常時介護する人が運転される場合には、以下の資料も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生計同一証明書・常時介護証明書(彦根市障害福祉課、下記参照) <input type="checkbox"/> 障害のある人のために継続して月1回以上使用していることのわかる証明(通院・通学・通勤・通所)(※2) <p>※2 様式は県税事務所にあります。また、滋賀県税政課の HP からダウンロードできます。なお、常時介護する人が運転される場合および自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)のみを減免申請される場合には、証明書(通院・通学・通勤・通所)は不要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>生計同一証明書・常時介護証明書の発行について</p> <p>◆お持ちの身体障害者手帳を確認させていただく場合があります。</p> <p>◆状況により、提出していただく書類が異なりますので、下記窓口へお問い合わせください。</p> <p>.....</p> <p>..... <small>ひこねししょうがいふくしか</small> 《窓口》彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231 </p> </div>
<p>窓口 (申請書の提出先)</p>	<p><small>しがけんじどうしゃぜいじむしょ もりやまし</small> 滋賀県自動車税事務所(守山市) 電話 077(585)7288 / FAX 077(585)7299</p> <p><small>しがけんとうほくぶけんぜいじむしょ ことうのうぜいか</small> 滋賀県東部県税事務所湖東納税課 電話 0749(27)2206 / FAX 0749(26)3391</p> <p>ほか、県内各県税事務所でも可能です。 ただし、自動車税(環境性能割)および軽自動車税(環境性能割)の減免申請の提出先は自動車税事務所のみです。</p>

令和元年(2019年)10月1日に、従来の自動車税は「自動車税(種別割)」に、また自動車取得税は「自動車税(環境性能割)」と「軽自動車税(環境性能割)」に移行しました。

けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん
軽自動車税（種別割）の減免

対象となる 自動車	<p>身体障害者手帳の交付を受けている人が取得・所有する軽自動車（身体障害者手帳の交付を受けている人で年齢 18 歳未満の人と生計を一にする人が取得・所有する軽自動車を含む。）で、障害のある人本人が運転する軽自動車またはもっぱら障害のある人の通学・通勤・通院もしくは生業のためにその障害のある人と生計を一にする人が運転する軽自動車対象となります。</p> <p>また、手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯の障害のある人が取得・所有する軽自動車で、生計を一にしない人が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。</p> <p>ただし、障害のある人 1 人について普通自動車を含めて 1 台のみの減免となります。</p> <p>減免の対象については障害の区分や等級など一定の要件があります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。</p> <p>※軽自動車税(種別割)は、当該年度の 4 月 1 日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。</p>
必要書類	<p>◆障害のある人本人が運転される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 運転免許証(運転される人のもの) <input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)のコピー <input type="checkbox"/> 納税通知書および納付書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カード <small>(※ 通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。)</small> <input type="checkbox"/> (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カードなどの本人確認書類 <input type="checkbox"/> 障害のある人を常時介護する人(生計を一にしない人)が運転する場合は、常時介護証明書
申請期間	5 月、納税通知書および納付書がお手元に到着してから、納期限までに申請してください。
窓口	<p>ひこねしぜいむか しみんぜいがかり 彦根市税務課 市民税係</p> <p style="text-align: center;">電話 0749(30)6140 / FAX 0749(22)3052</p>

じぎょうぜい ひかぜい
事業税の非課税

内容	あんま・はり等医業に類する事業のうち、重度の視力障害のある人(矯正後の両眼の視力が0.06以下)の人が事業を営む場合は課税されません。
窓口	しがけんとうほくぶけんぜいじむしょ 滋賀県東部県税事務所 電話 0749(65)6607 / FAX 0749(65)5776

そうぞくぜい こうじょ
相続税の控除

内容	相続または遺贈によって財産を得た障害のある人が民法にいう相続人に該当する場合、次の額にその人が85歳(相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合は満70歳)に達するまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税額から控除されます。		
		相続開始の日が 平成26年12月31日以前	相続開始の日が 平成27年1月1日以降
	身体障害者手帳1級・2級の 交付を受けている人	12万円	20万円
	身体障害者手帳3級から6級の 交付を受けている人	6万円	10万円
窓口	ひこねぜいむしょ 彦根税務署 電話 0749(22)7640 ※自動音声案内に従って操作してください		

そうよぜい ひかぜい
贈与税の非課税

内容	対象である人に対して生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。
対象	身体障害者手帳の交付を受けている人
窓口	ひこねぜいむしょ 彦根税務署 電話 0749(22)7640 ※自動音声案内に従って操作してください

4. 公共料金等の割引を受けたい — 公共料金等の割引

NHK放送受信料の減免

内容	NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。				
対象者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全額免除対象者</th> <th>半額減免対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳の交付を受けている人がいる低所得世帯 (生活保護世帯、もしくは世帯構成員全員が市民税非課税の場合)</td> <td> ① 視覚障害または聴覚障害が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人で、世帯主かつ契約者 ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている世帯主かつ契約者 </td> </tr> </tbody> </table>	全額免除対象者	半額減免対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人がいる低所得世帯 (生活保護世帯、もしくは世帯構成員全員が市民税非課税の場合)	① 視覚障害または聴覚障害が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人で、世帯主かつ契約者 ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている世帯主かつ契約者
全額免除対象者	半額減免対象者				
身体障害者手帳の交付を受けている人がいる低所得世帯 (生活保護世帯、もしくは世帯構成員全員が市民税非課税の場合)	① 視覚障害または聴覚障害が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人で、世帯主かつ契約者 ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている世帯主かつ契約者				
必要書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑				
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231				

携帯電話基本使用料等の割引

内容	携帯電話の基本使用料等が割引されます。 割引内容は各携帯電話会社によって異なります。 詳しくは各店舗へお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人
窓口	けいたいでんわかくしゃ してん かくしゃでんわとりあつかいでんなど 携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等

電話番号の無料案内 (NTTグループふれあい案内)

内容	電話番号を無料で案内します。(要事前登録)
対象者	◆視覚障害1級から6級が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人 ◆上肢機能障害、体幹機能障害、または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が記載されている身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人
必要書類	身体障害者手帳
窓口	もより してん かくしゃ せんとく せんとく せんとく 最寄りのNTT支店 または 下記に連絡すれば申込書が送られてきます。 ●ふれあい案内担当 (全国共通) 電話 0120(10)4174

けんりつしせつにゆうじょう かん りょう わりびき
県立施設入 場（館）料の割引

内容	下記の県立施設で入場(館)時に手帳を提示すれば、入場(館)料が無料または割引されます。
入場料が無料になる施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 醒井養鱒場 ◆ 近代美術館 ◆ 陶芸の森陶芸館 ◆ 安土城考古博物館 ◆ 県立障害者福祉センター ◆ 琵琶湖博物館
入場料・使用料が半額等になる施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県立アイスアリーナ ◆ 近江富士花緑公園ふるさと館

ひこねじょう ひこねじょうはくぶつかん にゆうじょうりょうめんじょ
彦根城・彦根城博物館の入 場 料 免 除

内容	下記の施設で入場時に手帳を提示すれば、本人および介護する人 1 人の入場料が免除されます。
対象施設	◆彦根城・玄宮楽々園 ◆彦根城博物館
窓口	<p>ひこねじょう げんきゅうらくらくえん 彦根城・玄宮楽々園 電話 0749(22)2742 / FAX 0749(22)2905 (彦根城運営管理センター)</p> <p>ひこねじょうはくぶつかん 彦根城博物館 電話 0749(22)6100 / FAX 0749(22)6520</p>

しえいちゅうしゃじょうしやうりょうきん げんめん
市営駐 車 場 使用 料 金 の 減 免

内容	手帳の交付を受けている方が、自ら運転し、または同乗し、管理事務所において手帳を提示した場合、使用料の半額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減額することができます。 ※ただし、一時駐車利用の場合に限ります。
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営中央駐車場 : 京町二丁目 1-27 電話 0749(27)4482 / FAX 0749(26)4800(彦根市シルバー人材センター) ※通常料金から半額(10円未満の端数は切り捨て)引かれます。 ◆市営河瀬駅前西口駐車場 : 川瀬馬場町 1375-3 電話 0749(28)3656 / FAX 077(583)1456 (シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社) ※通常料金から半額(10円未満の端数は切り捨て)引かれます。
窓口	ひこねしこうつうたいさくか 彦根市交通対策課 電話 0749(30)6134 / FAX 0749(24)5211 ※上記駐車場の空き状況については、各駐車場の連絡先へお問い合わせください。

5. 行動範囲を広げるための制度を知りたい — 行動範囲の拡大

有料道路通行料の割引（自動車の事前登録あり）

内容	障害のある人は有料道路の通行料が割引となります。事前に下記窓口での手続きが必要です。	
	対象者	対象となる自動車の範囲
	割引率	5割引
必要書類	第1種の 身体障害者手帳 の交付を受けて いる人	障害のある人本人および介護する人が運転し、障害のある人が同乗する乗用自動車等で障害のある人本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの。
	第2種の 身体障害者手帳 の交付を受けて いる人	障害のある人本人が運転する乗用自動車等で障害のある人本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの。 ※その手帳の交付を受けている本人が運転しているときのみ、割引となります。
使用方法	ETCカードを使用しない場合	ETCカードを使用する場合
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証（電子車検証を持っていない人） <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項（電子車検証を持っている人）	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証（電子車検証を持っていない人） <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項（電子車検証を持っている人） <input type="checkbox"/> ETCカード ※手帳の交付を受けている人本人名義のカードに限ります。ただし、18歳未満の人は保護者名義のカードでも登録が可能です。 <input type="checkbox"/> ETC 車載セットアップ申込書・証明書（車載器管理番号のわかるもの）
備考	ETCカードを使用しない場合	ETCカードを使用する場合
	高速道路料金所にて支払時に障害者手帳の「有料道路割引シール」が貼付されているページを提示してください。	登録済みの ETC カードを車載器に挿入して ETC レーンを通過してください。
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231	
問合せ先	にしにほん きゃく じかん NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) 電話 0120(924)863(フリーダイヤル) フリーダイヤルをご利用になれない場合は、電話 06(6876)9031(通話料有料)	

ゆうりょうどうろつうこうりょう わりびき じどうしゃ じぜんとうろく
有料道路通行料の割引（自動車の事前登録なし）

内容	障害のある人は有料道路の通行料が割引となります。事前に下記窓口での手続きが必要です。		
	対象者	対象となる自動車の範囲	割引率
	第1種の 身体障害者手帳 の交付を受けて いる人	親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代 車、タクシー、福祉有償運送車両 等 (営業用自動車は対象外です。)	5 割引
第2種の 身体障害者手帳 の交付を受けて いる人	親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代 車、タクシー 等 (営業用自動車、タクシー、福祉有償運送車両は対象外で す。) ※その手帳の交付を受けている本人が運転しているときの み、割引となります。		
必要書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 免許証(障害のある人本人が運転される場合)		
使用方法	料金をお支払いいただく料金所の一般レーンにて証明シールを貼った手帳を提示してください。 ※事前登録されていない自動車は、ETC 無線通行(ノンストップ走行)できません。		
備考	◆既に事前申請を行い、自動車1台を事前登録している場合は、手続きは不要です。 ◆自動車を事前登録せずに割引申請された人が新たに自動車を事前登録する場合は、変更申請が必要です。 ◆タクシーや福祉有償運送車両は、介護を必要とする重度の障害のある人が同乗する場合のみ割引対象となります。		
窓口	^{ひこねししょうがいふくしか} 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231		
問合せ先	^{にしにほん きゃく} ^{じかん} NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) 電話 0120(924)863(フリーダイヤル) フリーダイヤルをご利用になれない場合は、電話 06(6876)9031(通話料有料)		

ちゅうしゃきんし たいしょうじょがい
駐車禁止の対象除外

<p>内容</p>	<p>下記の障害が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人の利用する車が、駐車禁止の対象から除外されます。下記窓口にて証明書を発行します。</p>																				
<p>対象</p>	<p>以下の障害程度が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <table border="1" data-bbox="367 401 1414 909"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級 ～ 4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級 ～ 3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(上肢)</td> <td>1級 ～ 2級の2</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(下肢)</td> <td>1級 ～ 4級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(体幹)</td> <td>1級 ～ 3級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(脳原性上肢)</td> <td>1級 ～ 2級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(脳原性移動)</td> <td>1級 ～ 4級</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸障害</td> <td>1級 または 3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害</td> <td>1級 ～ 3級</td> </tr> </table>	視覚障害	1級 ～ 4級の1	聴覚障害	2級 ～ 3級	平衡機能障害	3級	肢体不自由(上肢)	1級 ～ 2級の2	肢体不自由(下肢)	1級 ～ 4級	肢体不自由(体幹)	1級 ～ 3級	肢体不自由(脳原性上肢)	1級 ～ 2級	肢体不自由(脳原性移動)	1級 ～ 4級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸障害	1級 または 3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害	1級 ～ 3級
視覚障害	1級 ～ 4級の1																				
聴覚障害	2級 ～ 3級																				
平衡機能障害	3級																				
肢体不自由(上肢)	1級 ～ 2級の2																				
肢体不自由(下肢)	1級 ～ 4級																				
肢体不自由(体幹)	1級 ～ 3級																				
肢体不自由(脳原性上肢)	1級 ～ 2級																				
肢体不自由(脳原性移動)	1級 ～ 4級																				
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸障害	1級 または 3級																				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害	1級 ～ 3級																				
<p>必要書類</p>	<p> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 </p>																				
<p>窓口</p>	<p>ひこねけいさつしょうこうつうか 彦根警察署交通課 電話 0749(27)0110 / FAX 0749(27)0130</p>																				

じどうしゃかいぞうひ じよせい
自動車改造費の助成

<p>内容</p>	<p>身体障害のある人が就労・通学・通院・通所等を行うために自動車を改造する場合の経費の一部を助成します(上限 10 万円)。 事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください。 ※所得による支給制限があります。</p>
<p>対象</p>	<p> ◆身体障害のある人本人が自ら運転する場合(操向装置、駆動装置等の改造)で上肢・下肢または体幹機能障害のある人。 ⇒ 本人所有の自動車に限る。 ◆生計を一にする人が運転する場合(移動介護用装置の装着、改造)は、重度の下肢・体幹機能障害(下肢または体幹部分別等級が 1・2 級)が記載されている身体障害者手帳の交付を受けており、通学、通院、通所、生業のために使用する人。 ⇒ 本人または生計を一にする人が所有する自動車に限る。 </p>
<p>窓口</p>	<p>ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>

じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい
自動車運転免許取得費の助成

内容	身体障害のある人が自動車教習所において免許を取得するための費用の一部を助成します。事前申請・承認が必要となりますので自動車教習所へ入校される前に身体障害者手帳を持参のうえ、下記の窓口までお越しください。 ※所得による支給制限があります。
対象者	◆ 身体障害者手帳 1 級から 4 級の交付を受けている人 または、 ◆ 障害が肢体不自由で、当該障害のために自動車を改造する必要がある人
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

じどうしゃこうにゆうしきん かしつけ
自動車購入資金の貸付

内容	身体障害のある人が自ら運転する自動車を購入する場合、または障害のある人と生計を一にする人がもつばら当該障害のある人の日常生活の便宜や社会参加の促進を図るために自動車を購入する場合、その必要な経費の貸付の相談ができます。
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

じどうしゃうんてん ぎのうしゅうとくひ かしつけ
自動車運転の技能習得費の貸付

内容	生業を営み、または就職するために障害のある人が自動車の運転免許を習得する必要がある場合、その必要な経費の貸付の相談ができます。
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

がいしゆつ しゃりょう こう かしだし
外出をサポートする車両「おたがいさんさん号」の貸出

内容	地域サロンなどへの送迎や、買い物・病院などへの外出時に利用できる車両「おたがいさんさん号」の貸出を行っています。自動で車に乗り降りできるサイドリフトアップシートを搭載した7人乗り車両です。 ◆貸出条件など、詳しくは窓口へお尋ねください。
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

うんちん わりびき
タクシー運賃の割引

内容	メーター表示額より 10%の割引になります。タクシー乗車後、走行開始前に手帳をご提示ください。
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人

よやくがたのりあい あいしょう あい うんちん わりびき
予約型乗合タクシー（愛称：愛のりタクシー）運賃の割引

内容	身体障害者手帳の交付を受けている人と介護する人の運賃が、普通料金の半額になります。
使い方	予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー(株)まで。 またタクシー乗車時に手帳をご提示ください。 ☆近江タクシー(株) 電話 0749(22)1111 / FAX 0749(22)1112
その他	◆予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。 ◆運行車両はすべて車椅子に対応していますが、折りたためない車椅子(電動車イス等)は、重量等により対応できません。あらかじめご了承ください。
窓口	ひこねしこうつうたいさくか 彦根市交通対策課 電話 0749(30)6134 / FAX 0749(24)5211

じどうしゃねんりょうひ うんちん じよせい
自動車燃料費・タクシー運賃の助成

内容	自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します(どちらか1つの選択になります)。 自動車燃料費は年間 6,000 円[500 円 × 12 枚(前期 6 枚・後期 6 枚)] タクシー運賃は年間 12,000 円[500 円 × 24 枚]を助成します。
対象者	以下に該当する身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている人 ◆視覚、下肢、体幹機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓いずれかに障害のある人。 ※自動車燃料費助成券の場合、運転する人は手帳の交付を受けている人またはその人と生計を一にする人に限ります。 ※所得による支給制限があります(障害のある人本人が 市民税所得割非課税 であること、 配偶者の市民税所得割が 16 万円未満 。18 歳未満の障害のある子については、 構成する世帯員の市民税所得割の合計が 28 万円未満)。 ※施設に入所している人は対象とはなりません。
備考	◆給油またはタクシー乗車の精算時にチケットを業者に必要枚数をご提出ください。 なお市と提携している業者に限ります。 ◆業者によっては、セルフ給油レーンではご利用できないことがありますので給油前に業者にご確認ください。 ◆助成券の表紙に記載されている車両番号以外の車に給油することは出来ません(車両を変更される場合、助成券と車検証をお持ちになり、下記窓口までお越しください) ◆給油所で、助成券をプリペイドカードに交換や入金または現金に換えた場合、給油のみに使用してください。給油以外の不正に利用された場合、助成金額を返還していただくこととなります。 ◆タクシー運賃助成利用の人は、タクシー運賃の割引と併用できます。また、タクシー助成券は 1 回の乗車につき 4 枚までのご利用となります。
申請方法	手帳を持って、下記窓口までお越しください。 自動車燃料費助成を申請される人は、車の車両番号がわかるもの(車検証等)も必要です。
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

こく 湖国バス・彦根観光バス運賃の割引
ひこねかんこう 彦根観光バス
うんちん 運賃
わりびき 割引

内容	バスを利用するとき運賃が5割引(定期券は3割引)になります。 バス運賃支払時に手帳をご提示ください。
対象	身体障害者手帳の交付を受けている人と、介護または付き添いの人。 (介護または付き添いの必要性を認めた場合)



せんりよきやくうんちん せんりよきやくうんちん 運賃の割引
わりびき 割引

内容	JR線の乗車運賃が下記のように割引されます。 乗車券購入前にJR各駅窓口にて手帳をご提示ください。				
	手帳の種別	乗車方法	乗車券	割引内容	
	第1種	本人のみ	普通	本人	5割引 (片道100 <small>キ</small> を超える場合のみ)
		本人 および 介護者	普通	本人・介護者ともに	5割引
			回数	本人・介護者ともに	5割引
定期	本人・介護者ともに	5割引			
第2種	本人のみ	普通	本人	5割引 (片道100 <small>キ</small> を超える場合のみ)	

こうくうりよきやくうんちん 航空旅客運賃の割引
わりびき 割引

内容	国内航空線を利用するとき、運賃が割引になります(適用されない航空会社がありますので、 <u>ご注意ください</u>)。航空券販売窓口で手帳をご提示ください。			
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の人			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割引内容</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人・介護者ともに または 本人のみ</td> <td>割引内容等は利用される航空会社により異なります。 詳しくは、各航空会社に直接お問い合わせください。</td> </tr> </tbody> </table>	割引内容	割引率	本人・介護者ともに または 本人のみ
割引内容	割引率			
本人・介護者ともに または 本人のみ	割引内容等は利用される航空会社により異なります。 詳しくは、各航空会社に直接お問い合わせください。			
窓口	かくこうくうがいしゃこうくうけんはんばいまどぐち 各航空会社航空券販売窓口			

身体障害者マーク・聴覚障害者マーク・耳マーク・ヘルプマーク

<p>身体 障害者 マーク</p>	<p>障害のある人を示すマークはさまざまありますが、一般的に広く使用されているマークに下記の 2 種類があります。この 2 種類のマークは下記窓口で購入(およそ 500 円)することができます。</p> <div data-bbox="277 264 1466 537">  <p>身体障害者標識(障害者マーク) 肢体不自由があつて、そのために運転免許に条件のついている人が運転していることを示すマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転される人は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。 《窓口》 ^{ひこねけいさつしよこうつうか}彦根警察署交通課 電話 0749(27)0110 / FAX 0749(27)0130</p> </div> <div data-bbox="277 537 1466 877">  <p>障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示すマークです。このマークはすべて障害のある人を対象としたもので、特に車椅子を利用している人に限定されているものではありません。 自動車に貼って、身体障害のある人が乗っていることを他の人に伝えるためにも用いられます。 《窓口》 ^{いえきようどうさぎようじよ}あじさいの家共同作業所 電話 0749(24)4518 / FAX 0749(24)4519</p> </div>
<p>聴覚 障害者 マーク</p>	<div data-bbox="277 884 1466 1402">  <p>聴覚障害のある人が運転していることを示すマークです。このマークが表示されている車を発見した場合は、必要に応じて徐行・減速するなどし、安全に通行できるように配慮してください。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転される人は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。 ※運転免許証の条件欄に「補聴器」が記載されている場合は、補聴器を使わず運転することはできません。補聴器を使わずこのマークを使って運転する場合は下記にて適性検査を受ける必要があります。 《障害者マーク購入先》 ^{こうつうあんぜんきようかい}交通安全協会(彦根警察署内) 彦根市古沢町 660-3 《適性検査の実施先》 ^{うんでんめんきよ}運転免許センター(守山市) 電話・FAX 077(585)1255 平日月曜日から金曜日、午前 8 時 30 分から午後 5 時</p> </div>
<p>耳 マーク</p>	<div data-bbox="277 1409 1466 1633">  <p>聴覚障害のある人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを提示し、聴覚障害のある人から申し出があれば、ゆっくりと話したり、手話や筆談をしたりする等必要な配慮がなされます。このマークを提示された場合、相手の聴覚障害を理解し、優しくゆっくりと話したり、手話や筆談をしたりする等配慮をしましょう(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴難聴者協会)。</p> </div>
<p>ヘルプ マーク</p>	<div data-bbox="277 1640 1466 2005">  <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病のある人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。 下記の場所で、希望される人に無料でお渡しします。 《配布場所》 ^{ひこねししょうがいふくしか}彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231 ^{ひこねほけんじよ}彦根保健所 電話 0749(21)0283 / FAX 0749(26)7540 ^{ひこねしほけんねんきんか}彦根市保険年金課 ^{ひこねしりつびょういん}彦根市立病院、^{いなえししよ}稲枝支所、^{かくしゅつちようじよ}各出張所でも配布</p> </div>

しがけんくるま しようしゃとうようちゆうしゃじょうりようしょうせいど
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

内容	<p>障害のある人や高齢の人など、移動に配慮の必要な人を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付します。下の駐車区画が利用できます。</p>																				
	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p><small>くるま ゆうせんくかく</small> 車いす優先区画マーク (滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度) 幅が3.5メートル以上あり、車いすを常時使用される人が優先的に駐車できる区画です。</p> </div> </div>																				
対象者	<p>以下の障害程度が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>4級以上</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>5級以上</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>3級以上</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(上肢)</td> <td>2級以上</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(下肢)</td> <td>6級以上</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(体幹)</td> <td>5級以上</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(脳原性上肢)</td> <td>2級以上</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由(脳原性移動)</td> <td>6級以上</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸障害</td> <td>4級以上</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害</td> <td>4級以上</td> </tr> </table>	視覚障害	4級以上	平衡機能障害	5級以上	聴覚障害	3級以上	肢体不自由(上肢)	2級以上	肢体不自由(下肢)	6級以上	肢体不自由(体幹)	5級以上	肢体不自由(脳原性上肢)	2級以上	肢体不自由(脳原性移動)	6級以上	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸障害	4級以上	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害	4級以上
	視覚障害	4級以上																			
平衡機能障害	5級以上																				
聴覚障害	3級以上																				
肢体不自由(上肢)	2級以上																				
肢体不自由(下肢)	6級以上																				
肢体不自由(体幹)	5級以上																				
肢体不自由(脳原性上肢)	2級以上																				
肢体不自由(脳原性移動)	6級以上																				
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸障害	4級以上																				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能障害	4級以上																				
窓口	<p><small>しがけんけんこういりょうふくしぶけんこうふくしせいさくか</small> 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 電話 077(528)3510 / FAX 077(528)4850</p>																				

くるま かしたし
車いすの貸出

内容	<p>一時的に車椅子の必要な人に、短期間(原則1週間以内)貸出します。下記窓口までお越しくださいれば、その場でお貸いたします。(彦根市社会福祉協議会は、原則2週間貸出可能)</p>
窓口	<p><small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231 <small>ひこねししゃかいふくしきょうぎかい</small> 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841 ※平日月曜から金曜日の午前8時30分から17時15分までの間に貸出できます。 閉庁日は貸出を行っていません。ご注意ください。</p>

にちじょうせいかつ かいてき にちじょうせいかつ しえんとう
6. 日常生活をより快適なものにしたい — 日常生活の支援等

ほ そうく こうふ しゅうり
補装具の交付・修理

補装具の購入や修理、借受けにかかる費用が支給されます。負担能力に応じて利用者負担額が決められます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。

内容	18歳以上の人が対象となる補装具	18歳未満の人が対象となる補装具
	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正眼鏡 ● 弱視眼鏡 ● 遮光眼鏡 ● 視覚障害者安全つえ ● 義眼 ● 補聴器 ● 義肢(義手、義足) ● 装具 ● 車いす ● 電動車いす ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 座位保持装置 ● 重度障害者用意思伝達装置 ● 人工内耳用音声信号処理装置 (修理のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 矯正眼鏡 ● 弱視眼鏡 ● 遮光眼鏡 ● 視覚障害者安全つえ ● 義眼 ● 補聴器 ● 義肢(義手、義足) ● 装具 ● 車いす ● 電動車いす ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 座位保持装置 ● 座位保持いす ● 起立保持具 ● 重度障害者用意思伝達装置 ● 頭部保持具 ● 排便補助具 ● 人工内耳用音声信号処理装置 (修理のみ)
申請について	<p>◆用具の種類ごとに細かな要件があります。下記窓口へお問い合わせください。 ◆介護保険制度が優先的に適用されます。</p>	
窓口	<p>ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>	

<p>内容</p>	<p>一割の自己負担で下記の日常生活用具の給付や貸与が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので、下記窓口へご相談ください。</p> <p>＜介護・訓練支援用具＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特殊寝台 ●特殊マット ●特殊尿器 ●入浴担架 ●体位変換器 ●移動用リフト ●訓練いす ●訓練用ベッド <p>＜自立生活支援用具＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴補助用具 ●便器 ●T字状・棒状のつえ ●移動・移乗支援用具 ●頭部保護帽 ●特殊便器 ●火災警報器 ●自動消火器 ●電磁調理器 ●歩行時間延長信号機用小型送信機 ●聴覚障害者用屋内信号装置 <p>＜排泄管理支援用具＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ストーマ装具 ●紙おむつ ●収尿器 <p>＜在宅療養等支援支援用具＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●透析液加温器 ●ネブライザー(吸入器) ●電気式たん吸引器 ●電気式たん吸引機(バッテリー内蔵型) ●酸素ポンプ運搬車 ●動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) ●排痰補助装置(カフアシスト)(レンタルのみ) ●視覚障害者用音声式体温計 ●音声血圧計 ●視覚障害者用体重計 <p>＜情報・意思疎通支援用具＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●携帯用会話補助装置 ●情報・通信支援用具 ●点字ディスプレイ ●点字器(標準型・携帯用) ●点字タイプライター ●視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生専門、録音再生) ●視覚障害者用活字文書読上げ装置 ●視覚障害者用拡大読書器 ●視覚障害者用時計(触読式・音声式) ●聴覚障害者用通信装置 ●聴覚障害者用情報受信装置 ●視覚障害者用地上デジタル波対応ラジオ ●人工喉頭(笛式、電動式) ●人工内耳(外部機器本体) ●人工内耳用電池(空気電池、充電池、充電器) ●点字図書
<p>申請について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆用具の種類ごとに細かな要件があります。下記窓口へお問い合わせください。 ◆介護保険制度が優先的に適用されます。
<p>窓口</p>	<p>ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課</p> <p>電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>

じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ
住宅改修費の給付

内容	下記に該当する住宅改修費、居宅生活動作補助用具購入費を上限 20 万円(ただし、自己負担金あり)の範囲で給付します。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手すりの取り付け ◆ 床段差の解消 ◆ すべり防止および移動の円滑化等のための床材の変更 ◆ 引き戸等への扉の取替え ◆ 洋式便器等の便器の取替え ◆ その他必要な住宅改修
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身体障害者手帳 3 級(下肢・体幹・脳原性移動機能障害)以上の交付を受けている人。 ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上で、学齡児以上。 ◆ 身体障害者手帳 1 級、2 級(肢体不自由または視覚障害)の交付を受けている人
備考	介護保険制度が優先的に適用されます。
窓口	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

じゅうたくかいぞうひ じょせい
住宅改造費の助成

内容	<p>重度障害のある人の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に改造する場合、その改造費の一部を助成します。</p> <p>事前申請・承認が必要となりますので、改造前に下記窓口までご相談ください。</p> <p>また、所得による支給制限があります。</p>
対象者	肢体不自由または視覚障害 1 級、2 級が記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人。
備考	上記の住宅改修費給付や介護保険制度が優先的に適用されます。
窓口	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

じゅうたくしきん かじつけ
住宅資金の貸付

内容	住宅の増改築・補修に必要な資金の貸付の相談ができます。
窓口	<small>ひこねししゃかいふくしきょうぎかい</small> 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

にちじょう きんせんかんり しょういあず てつだ
日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い

内容	認知症高齢の人や、知的障害、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人が安心して暮らしていけるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いをいたします。
窓口	ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会 電話 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

しんたいしょうがいしゃせたいむ けんえいじゅうたく にゅうきよ
身体障害者世帯向け県営住宅への入居

対象	～県営住宅の募集は年4回で、空き家が出た場合に募集します。～ (毎回空家一覧表を発行) <対象>一般世帯向け申込み資格(所得要件等)に加えて、 ◆4級以上の身体障害者手帳の交付を受け、車いすを常用している人。 ◆上記に該当する満6歳以上(申込受付最終日において6歳以上)の現に同居している親族のいる人。 <所在地>★ <small>じんりょう</small> 神領(大津市)、 <small>かわづら</small> 川辺(栗東市)、 <small>はつきか</small> 八坂(彦根市)、 <small>えいほ</small> 永保(長浜市)、 <small>とのまち</small> 殿町(長浜市) <small>おおもり</small> 大森(東近江市) ★申込後、入居審査会により決定。
窓口	しがけんえいじゅうたくしていかんりしゃ にほんかんざいかぶしがけんえいじゅうたくかんり ぼしゅうがかり 滋賀県営住宅指定管理者 日本管財(株)滋賀県営住宅管理センター 募集係 電話 077(510)1500 / FAX 077(522)2778

じゅうとしんたいしょうがいしゃきんきゅうつうほう
重度身体障害者緊急通報システム

内容	急病などの緊急事態のときに胸にかけたペンダントまたは押しボタンを押すと、緊急通報が発信されます。
対象者	緊急通報を発した場合、近隣協力者等関係機関の居住地内への立入りを認め、かつその際住居等の一部に損害が生じても、一切修復責任を問わない旨の承諾ができる人で、下記に該当する人。月額利用料は250円です。 ◆一人暮らしで重度の身体障害のある人 ◆世帯員が重度の身体障害のある人のみで構成されている世帯
窓口	・65歳以上の場合： <small>ひこねしこうれいふくしすいしんか</small> 彦根市高齢福祉推進課 電話 0749(23)9660 / FAX 0749(30)9231 ・65歳未満の場合： <small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

しょうがいしゃさいだんひしきゅう
スモン障害者採暖費支給

内容	在宅のスモン障害のある人に対し、年間35,000円の採暖費を支給します。
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

7. 社会参加の促進

郵便による不在者投票

内容	あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることにより、郵便による不在者投票を行うことができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 両下肢・体幹・移動機能障害が1級または2級。 ◆ 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸障害が1級または3級。 ◆ 肝機能障害・免疫機能障害が1級から3級。 上記のいずれかが記載されている身体障害者手帳の交付を受けている人 (同手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会事務局までお問合せください。) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険法に規定する要介護5に該当する人。
窓口	<small>ひこねしせんぎょかんりいんかいじむきょく</small> 彦根市選挙管理委員会事務局 電話 0749(30)6131 / FAX 0749(23)4551

声の広報・点字広報

内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 声の広報：「広報ひこね」は1年間に12回、「ひこね市議会だより」は年4回、CDにふきこんで希望する人に無料で配布します。 ◆ 点字広報：「広報ひこね」は1か月に1回、「ひこね市議会だより」は年4回、希望する人に無料で配布します。
対象者	市内にお住まいの、視覚障害のある人、または、その他市長が必要と認める人。
窓口	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

点字新聞購料の助成

内容	購読に要した金額から6,000円を除いた額を助成します。 ただし、視覚障害のある人がいる世帯一戸あたり最高14,000円を限度として助成します。
対象者	市内にお住まいの、視覚障害のある人(18歳未満の対象の人は、その人を扶養する人)。
窓口	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231


ファックス119番

内容	電話を使えない人のため、自宅からファックスで消防に緊急通報(119番)ができます。利用するには、あらかじめ、登録が必要となります。
対象者	市内にお住まいの、聴覚や音声・言語機能に障害があるなど、電話(音声)による119番通報が困難な人。
窓口	<small>しょうぼうほんぶつうしんしれいか</small> 消防本部通信指令課 電話 0749(22)0119 / FAX 0749(27)0119 <small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231


ネット きんきゅうつうほう
NET119緊急通報システム

内容	スマートフォンや携帯電話等から、外出先からでも音声によらない緊急通報(119番)ができます。利用するには、あらかじめ、登録が必要となります。												
対象者	市内にお住まいの、聴覚や音声・言語機能に障害があるなど、電話(音声)による119番通報が困難な人。												
窓口	<table border="0"> <tr> <td><small>しょうぼうほんぶつうしんしれいか</small> 消防本部通信指令課</td> <td>電話</td> <td>0749(22)0119</td> <td>/</td> <td>FAX</td> <td>0749(27)0119</td> </tr> <tr> <td><small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課</td> <td>電話</td> <td>0749(27)9981</td> <td>/</td> <td>FAX</td> <td>0749(30)9231</td> </tr> </table>	<small>しょうぼうほんぶつうしんしれいか</small> 消防本部通信指令課	電話	0749(22)0119	/	FAX	0749(27)0119	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課	電話	0749(27)9981	/	FAX	0749(30)9231
<small>しょうぼうほんぶつうしんしれいか</small> 消防本部通信指令課	電話	0749(22)0119	/	FAX	0749(27)0119								
<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課	電話	0749(27)9981	/	FAX	0749(30)9231								

ネット きんきゅうつうほう
NET118緊急通報システム

内容	<p>海での事件、事故に関する電話の 118 番通報に変わる手段としてインターネットを使った文字チャットによる緊急通報ができます。事前に利用者登録が必要です。</p> <p>◆ 登録用メールアドレス entry@net118.jp</p> <p>(空メールを送信すると、登録用メールの返信があります)</p> <p>右の QR コードを読み取ることで登録可能です。</p> 
対象者	聴覚障害、言語障害があるなど、電話(音声)による118番通報が困難な人。

FAX110番・メール110番・110番アプリシステム

内容	<p>電話の 110 番通報に変わる手段としてファックス、携帯電話のメール利用、110 番アプリのチャットによる緊急通報ができます。</p> <p>◆ FAX110 番 077(526)0110(滋賀県警察本部)</p> <p>◆ メール 110 番 (フォーム取得用アドレス)mail110@shiga110.jp (通常アドレス) shiga110@shiga110.jp</p> <p>◆ 110 番アプリ https://mobile110.npa.go.jp</p> <p>右の QR コードを読み取ることでサイト接続可能です</p> 
対象者	市内にお住まいの、聴覚障害、言語障害等の身体障害者手帳の交付を受けている人。

ひこねししょうがいしゃ
彦根市障害者スポーツカーニバル

内容	体力の維持増強、社会参加の意欲向上、そして障害のある人相互の親睦・協調の促進を目的に、毎年秋頃に障害者スポーツカーニバルを開催しています。						
対象者	市内にお住まいの、身体障害者手帳の交付を受けている人。						
窓口	<table border="0"> <tr> <td><small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課</td> <td>電話</td> <td>0749(27)9981</td> <td>/</td> <td>FAX</td> <td>0749(30)9231</td> </tr> </table>	<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課	電話	0749(27)9981	/	FAX	0749(30)9231
<small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課	電話	0749(27)9981	/	FAX	0749(30)9231		

しがけんしょうがいしゃ たいかい
滋賀県障害者スポーツ大会

内容	<p>【スポーツフェスタの部】 誰もが気軽にスポーツに親しみ、社会参加と相互交流を深めます。</p> <p>【全国大会選考会】 スポーツを通じて体力の維持増進を図り、日頃の練習の成果を発揮する場です。</p> <p>※ 詳細は、下記までお問い合わせください。</p>
対象者	<p>【スポーツフェスタの部】 市内にお住まいの、身体障害者手帳の交付を受けている人で、令和5年4月1日現在で9歳(小学4年生)以上の人。</p> <p>【全国大会選考会】 市内にお住まいの、身体障害者手帳の交付を受けている人で、令和5年4月1日現在で12歳(中学1年生)以上の人。</p>
窓口	<p>彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p> <p>彦根市スポーツ振興課 電話 0749(22)5955 / FAX 0749(21)3080</p>

しがけん ひろば
(滋賀県) スペシャルスポーツの広場

内容	<p>障害のある人が身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、継続的なスポーツ活動につなげていくために、スポーツを通して地域・行政・施設と連携して実施されます。</p> <p>※ 詳細は、下記までお問い合わせください。</p>
対象者	市内にお住まいの、障害のある人、その家族および支援者。
問合せ先	<p>いちしゃ しがけんしょうがいしゃ <small>きょうかい</small> (一社)滋賀県障害者スポーツ協会 電話 077(522)6000 / FAX 077(521)8118</p>

ひこねししょうがいしゃふくし りよう
彦根市障害者福祉センターの利用

内容	<p>・障害のある人が通所して、デイサービス講座を受講できます。</p> <p>【デイサービス講座】 パソコン、3B 体操、手話、生花、手芸などの創作活動、軽作業、日常生活訓練等(※講座の種類や詳細は、下記までお問い合わせください)。</p> <p>・障害関係団体や障害者関係ボランティア団体が、会議やイベント等でセンター各室を利用できます(※利用希望や詳細は、下記までお問い合わせください)。</p>
対象者	<p>・市内にお住まいの身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <p>・市内の障害福祉団体、障害関係ボランティア団体</p>
窓口	<p>ひこねししょうがいしゃふくし 彦根市障害者福祉センター 電話 0749(26)1767 / FAX 0749(26)1767</p>

あお とりゆうびん むしょうはいふ
青い鳥郵便はがきの無償配布

内容	4月から5月末までの受付期間にご希望いただいた場合、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきが入った「青い鳥郵便はがき」が無料で日本郵便株式会社から配布されます。
対象者	身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人のみ。
窓口	もよ 最寄りの郵便局 <small>ゆうびんきょく</small> （簡易郵便局を除く） <small>かんいゆうびんきょく</small> のぞ

ひこね
彦根バリアフリーマップ

内容	高齢の人や障害のある人、小さな子ども連れの人などが安心して気軽に外出できるよう、彦根市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報をインターネット上のホームページに掲載しています。
アドレス	https://bfmap.city.hikone.shiga.jp/ あるいは、 彦根市のホームページ⇒健康・医療・福祉⇒福祉⇒彦根バリアフリーマップ 彦根市のホームページ⇒ライフシーンで探す⇒福祉・介護⇒彦根バリアフリーマップへと移動
問合せ先	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

てんわ
電話リレーサービス

内容	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で即時に双方向につながります。サービスです。 聴覚や発話に困難がある人は、事前に利用登録をしてください。 ※ 登録方法等、詳細は、下記までお問い合わせください。
アドレス	メール info@nftrs.or.jp ホームページ https://nftrs.or.jp/ 手話・文字チャットによる問合せ https://nftrs.or.jp/contact/ (9:30～17:00 年末年始除く)
問合せ先	そうむだいにんしてい てんわ 総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 (一財)日本財団電話リレーサービス 電話 03(6275)0912 / FAX 06(6275)0913

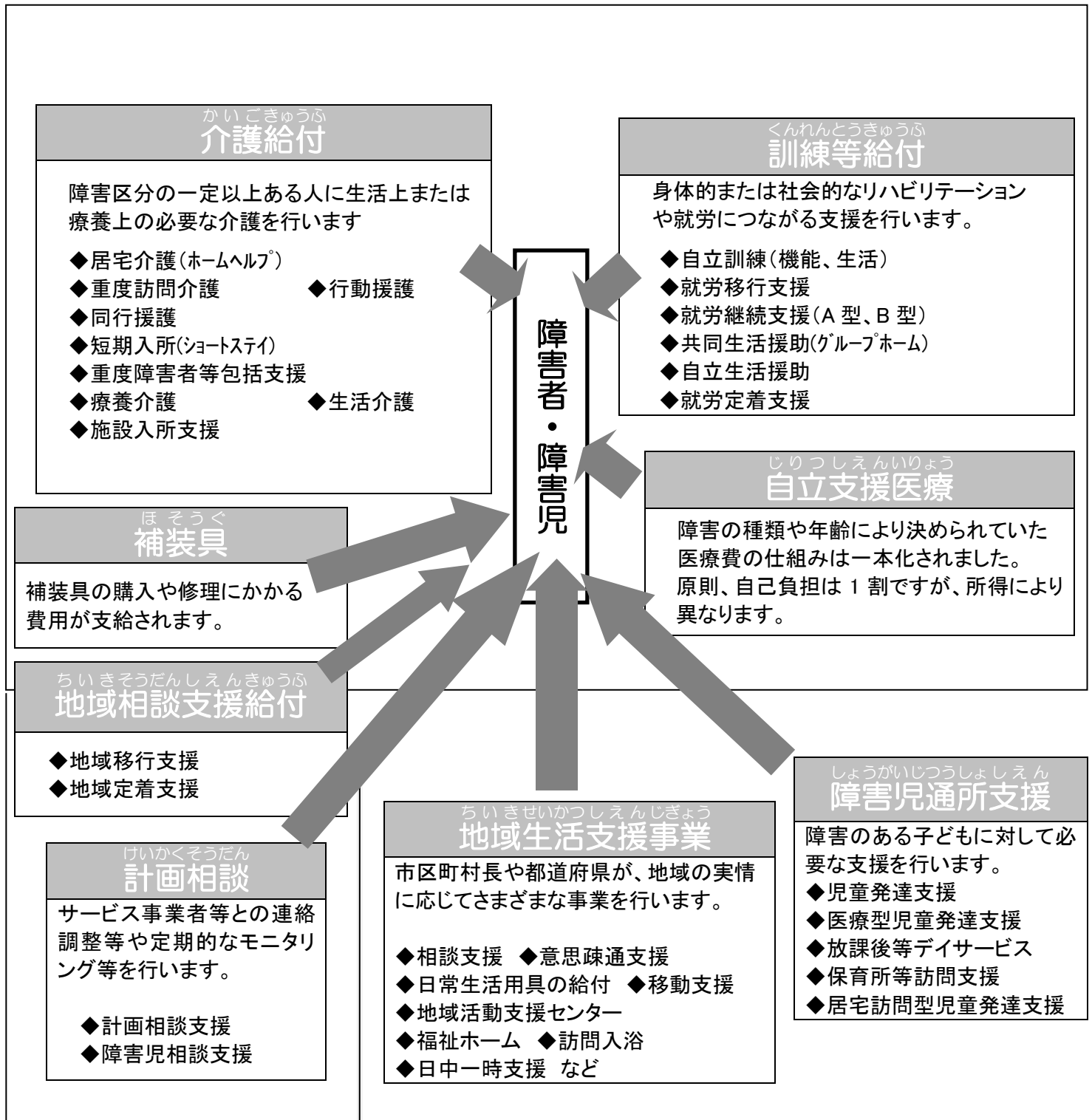
しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん
手話通訳者・要約筆記者の派遣

内容	聴覚に障害のある人の社会参加促進のため、家庭生活や社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるように、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。 詳細については、下記窓口までお問い合わせください。
窓口	ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

しょうがいふくし とう IV 障害福祉サービス等について

「障害者総合支援法」および児童福祉法に基づくさまざまな福祉サービスの提供により、みんなが安心していっしょに暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します。

しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう 障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ



しょうがいふくし
さまざまな障害福祉サービス

障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

◆訪問系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護の必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護の必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障害で移動の困難な人に外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護の必要な人の中で介護の必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

◆日中活動系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護の必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護の必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことの困難な人に、就労の期間の提供や生産活動その他の活動の機会、知識や能力向上のための訓練をします。
	就労定着支援	就労している障害のある人との対面による相談等や障害のある人を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等をします。

◆居住系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の支援や介護を提供します。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により、状況把握を行い、必要な情報提供や助言等をします。

備考 サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額か1割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。

窓口 ひこねしょうがいふくしか
彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

しょうがいじつうしょしえん
障害児通所支援

内容	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加え、治療の提供を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、安定した利用ができるよう、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出するのが著しく困難な障害のある子どものお住まいの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
備考	サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額が1割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。	
窓口	彦根市障害福祉課 <small>ひこねししょうがいふくしか</small> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231	

けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん ちいきそうだんしえん
計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

内容	計画相談支援	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行う(基本相談支援)とともに、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用に関して「サービス等利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援)、定期的なモニタリング等を行います
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに対して、「障害児支援利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリング等のケアマネジメントを行います。
	地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害のある人や精神科病院入院患者の人に対して、地域生活への移行のための相談や支援を行います。
	地域相談支援(地域定着支援)	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人の相談や支援を行います。
備考	利用者負担:無料	
窓口	彦根市障害福祉課 <small>ひこねししょうがいふくしか</small> 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231	
相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステップアップ21 (電話 0749-35-0008 ファックス 0749-35-0021) ・ 相談支援事業所てんしん (電話 0749-26-7088 ファックス 0749-26-7077) ・ 相談支援センターあおい (電話 0749-47-6406 ファックス 0749-21-2246) ・ ぽぽ相談室 (電話 0749-47-5190 ファックス 0749-47-5234) ・ 相談支援センターあすなろ (電話 0749-35-4677 ファックス 0749-35-4695) ・ 地域生活支援センターまな (電話 0749-21-2192 ファックス 0749-21-2193) ・ 相談支援事業所かいぜ寮 (電話 0749-43-3811 ファックス 0749-43-3811) ・ 障害者自立支援センター葦の舟 (電話 0749-23-8941 ファックス 0749-23-8942) ・ 彦根市相談支援事業めばえ (電話 0749-24-7885 ファックス 0749-24-7886) ・ 相談支援事業所ちゃれんじ (電話 0749-49-2531 ファックス 0749-49-2532) ・ 相談支援事業所ふるさと (電話 0749-21-2660 ファックス 0749-22-4343) ・ 相談支援センターTOCOサポート (電話 0749-49-2557 ファックス 0749-22-4480) ・ 相談支援事業所ゆるり (電話 0749-26-0003 ファックス 0749-26-0003) ・ 障害者相談支援事業所天の川 (電話 0749-20-4352 ファックス 0749-20-4352) ・ 相談支援サポート空琉(ある) (電話 0749-38-3079 ファックス 0749-38-3709) 	

ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業

<p>内容</p>	<p>障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。詳細は下記窓口へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援事業 ◆移動支援事業 ◆日中一時支援事業 ◆地域活動支援センターⅡ型(デイサービス)事業 ◆訪問入浴サービス事業 ◆雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
<p>相談支援事業</p> <p>福祉サービスや社会資源の利用、社会生活力を高めるための支援やピアカウンセリング、権利の擁護や、専門機関の紹介などに関する相談やアドバイスをを行っています。</p>	<p>ステップアップ21 電話 0749(35)0008 / FAX 0749(35)0021</p> <p><small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所てんしん 電話 0749(26)7088 / FAX 0749(26)7077</p> <p><small>そうだんしえん</small> 相談支援センターあおい 電話 0749(47)6406 / FAX 0749(21)2246</p> <p><small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所かいぜ寮<small>りょう</small> 電話 0749(43)3811 / FAX 0749(43)3811</p> <p><small>そうだんしえん</small> 相談支援センターあすなろ 電話 0749(35)4677 / FAX 0749(35)4695</p> <p><small>ちいきせいかつしえん</small> 地域生活支援センターまな 電話 0749(21)2192 / FAX 0749(21)2193</p> <p><small>そうだんしつ</small> ぽぽ相談室 電話 0749(47)5190 / FAX 0749(47)5234</p>
<p>備考</p>	<p>利用料は下記窓口までお問い合わせください。</p>
<p>窓口・問い合わせ</p>	<p><small>ひこねししょうがいふくしか</small> 彦根市障害福祉課 電話 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231</p>

V ^{しえん} さまざまな支援について

^{しゅうろう} ^{そうだんまどぐち} 就労の相談窓口

窓口	内容
^{ひこねこうきょうしよくぎょう} 彦根公共職業 ^{あんていじよ} 安定所(ハローワーク)	電話 0749(22)2500 42# FAX 0749(26)5186 障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・支援を行っています。
^{はたら} 働き・暮らし ^く サポート ^{しえん} 支援センター (すこやかあんしんセン ^{ター} ター内 ^{ない} ^{こようしえん} ^か 雇用支援課)	電話 0749(21)2245 FAX 0749(21)2246 障害のある人の「働く」と「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするため、ハローワークや企業、行政、地域生活相談支援センター、福祉サービス事業者などと連携・支援しています。
^{しがしょうがいしゃしよくぎょう} 滋賀障害者職業 ^{センター} センター(草津市)	電話 077(564)1641 FAX 077(564)1663 就職や職場復帰、職場定着を目指す障害のある人、障害者を雇用する事業主の方、障害のある人の就労を支援する関係機関の方に対して、相談、支援、研修などを提供しています。ハローワークと連携して、職業相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを行います。

^{ひこねしない} ^{しょうがいしゃだんたい} 彦根市内の障害者団体

団体名	住所・連絡先
^{ひこねしんたいしょうがいしゃこうせい} 彦根市身体障害者更生会 身体障害のある人とその家族の団体です。	彦根市平田町 594 (彦根市障害者福祉センター内) 事務局 電話/FAX 0749(27)7888
^{ひこねししたいふじゆうじ} 彦根市肢体不自由児(者) ^{ふぼ} 父母の会 身体障害のある子どもとその家族の団体です。	彦根市甲崎町 130 (昼間) 電話 0749(43)3209 (夜間) 電話 0749(43)3190
^{ほうじんひこねいくせい} NPO法人彦根育成会 知的障害のある人とその家族の団体です。	彦根市芹川町 537-5 電話 0749(24)8624
^{ひこねししかくしょうがいしゃきょうかい} 彦根市視覚障害者協会 視覚障害のある人の団体です。	彦根市西今町 804 電話 0749(24)1724
^{ひこねしちょうかくしょうがいしゃきょうかい} 彦根市聴覚障害者協会 聴覚障害のある人の団体です。	彦根市小泉町 1 番地 204 FAX 0749(26)3887
^{ひこねしせいしんしょうがいしゃかぞく} 彦根市精神障害者家族会 ^{あつ} 集まろう会 精神障害のある人の、家族の集まりです。	彦根市鳥居本町 1837 電話/FAX 0749(23)2088

ひこねししょうがいしゃふくしすいしんいんめいほ
彦根市障害者福祉推進員名簿

障害者福祉推進員って？

障害のある人の自立と社会参加に関し、本人またはその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行うとともに、障害のある人の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害のある人の自立と社会参加についての市民の理解の促進等、障害のある人の福祉の向上に努めています。

■印の人は、身体障害者相談員も兼任しています

氏名	住所	電話番号	Fax 番号
■いけだ としはる 池田 敏治	彦根市西今町	0749-22-2391	
■まきむら ゆうぞう 牧村 雄三	彦根市原町	0749-22-7676	0749-22-7676
■なかむら ゆうじ 中村 裕次	彦根市地蔵町	0749-23-2363	0749-23-2363
■まつもと しんじ 松本 信二	彦根市鳥居本町	0749-24-0040	0749-24-0040
■いわもと とおる 岩元 透	彦根市栄町	0749-22-6246	0749-22-6246
きたざわ かよこ 北沢 佳代子	彦根市芹橋		0749-22-2385
■うこん まさる 右近 勝	彦根市大藪町	0749-24-2481	0749-24-2481
■のがわ えいじ 野川 英二	彦根市平田町	0749-23-7437	
■なかがわ すみこ 中川 壽美子	彦根市西今町	0749-24-3930	0749-24-3930
ふじた かよこ 藤田 香代子	彦根市清崎町	0749-28-3077	0749-28-3077
■きしだ きよつぐ 岸田 清次	彦根市楡町	0749-28-0225	0749-28-0225
ひきだ まさひろ 疋田 雅裕	彦根市日夏町	0749-25-2777	
きしだ みちこ 岸田 美智子	彦根市金剛寺町	090-7351-7607	
おとせ ふみこ 音瀬 文子	彦根市高宮町	0749-22-0766	0749-22-0766
ばば こうぞう 馬場 耕造	彦根市高宮町	0749-23-7188	0749-23-7188
■いせき みつお 伊関 光男	彦根市稲部町	0749-43-2545	0749-43-2545
■かんばやし あきら 上林 彰	彦根市新海町	0749-43-3417	0749-43-2750
■さかい けいこ 酒井 景子	彦根市鳥居本町	0749-23-5291	0749-23-5291
■むらおか かつひこ 村岡 克彦	彦根市大藪町		0749-23-3995
■やまの かつみ 山野 勝美	彦根市西今町	0749-24-1724	

ちいき
 地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）
 しがけんちいきそうだんしえんいん

地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）とは？

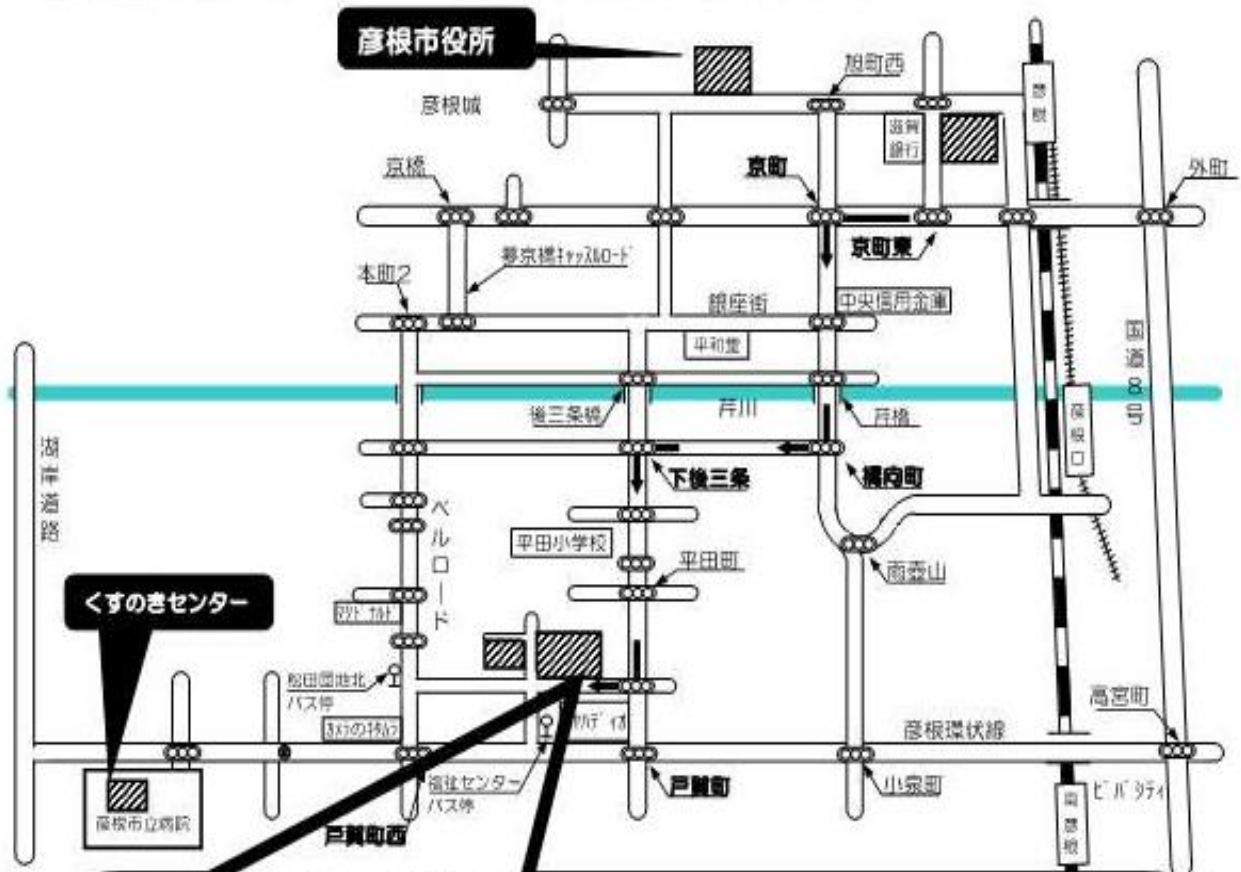
「地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）」は、自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害のある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。

障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図ります。

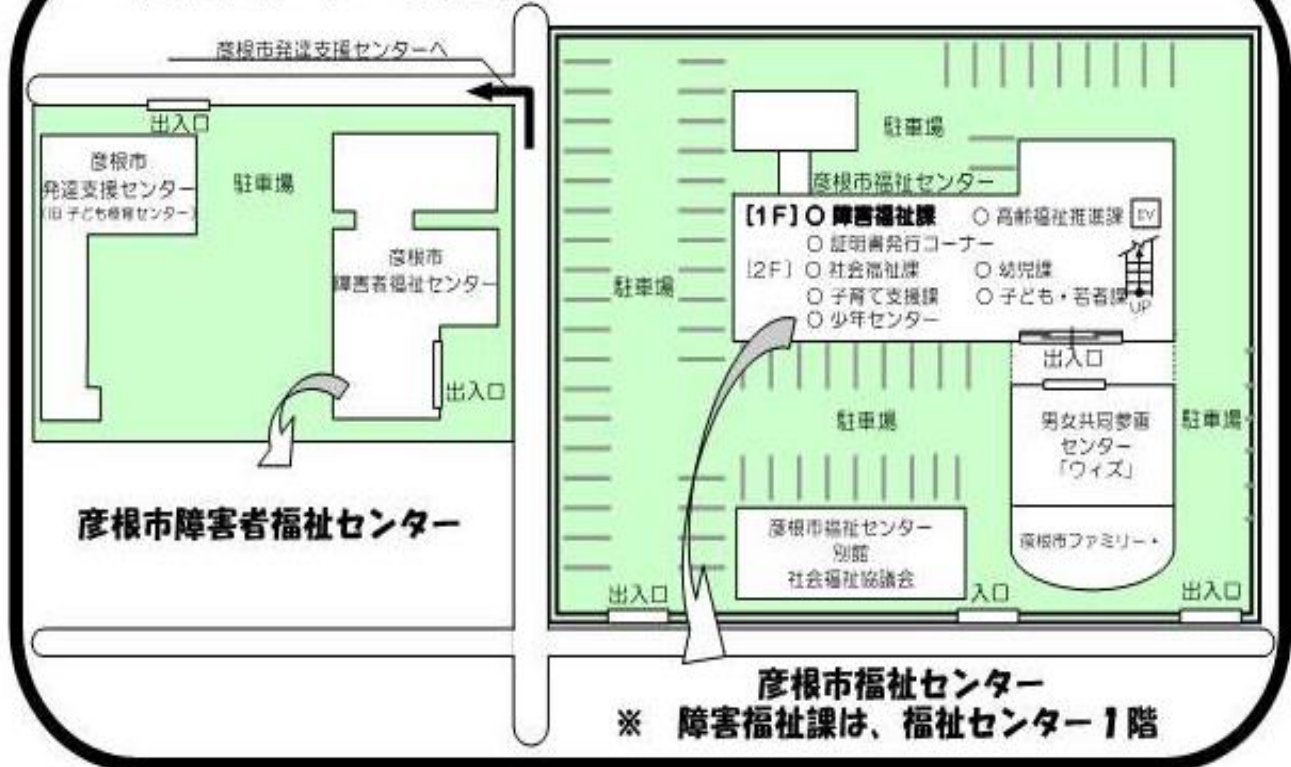
湖東地域アドボケーター一覧

しよぞく ちいき 所属・地域	し めい 氏 名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう Fax番号
しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援センター 葦の舟	かたおか ひろし 片岡 博	070-1744-3535	0749-23-8942
ひこねし 彦根市	きしだ きよつぐ 岸田 清次	090-8445-6860	0749-28-0225
ひこねし 彦根市	かわなみ まさゆき 川並 正幸	090-2384-7060	-
たがちょう 多賀町	しばた かつよし 柴田 勝義	0749-47-1658	-

【福祉センターへのアクセスマップ】



福祉センター周辺図



彦根市福祉センター
※ 障害福祉課は、福祉センター1階